

鳥羽商船高等専門学校と三重県工業研究所との 連携協力に関する協定書

上記協定の証として、協定書を2通作成し、両者がそれぞれ1通保有するものとする。

平成30年1月16日

独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と三重県工業研究所（以下「乙」という。）は、三重県の産業振興の分野における連携協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携協力して、三重県内企業等の技術力向上、技術開発を円滑かつ効率的に支援し、もって地域産業の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業（以下「連携事業」という。）を共同して推進する。

- (1) 甲及び乙が保有する研究・技術情報の交流促進
- (2) 共同研究等の実施
- (3) 共同研究等に関する甲及び乙の教員・研究員等の相互の受け入れ
- (4) 共同研究を目的とした甲及び乙が所有する設備機器等の相互利用
- (5) その他両者が必要と認めた事業

（具体的事項の決定）

第3条 連携事業の推進にあたっては、甲及び乙それぞれの遵守すべき規定に従うほか、更に具体的な事項を定める必要が生じた場合には、両者が協議の上、決定するものとする。

（その他）

第4条 本協定に関して、協議が必要な事項がある場合又は疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(甲) 三重県鳥羽市池上町1番1号
独立行政法人国立高等専門学校機構
鳥羽商船高等専門学校長

林 祐司

(乙) 三重県津市高茶屋5-5-45
三重県工業研究所長

湯浅幸久